



飲食業界を**活性化**する税制改正

# 全額経費として計上できる 飲食費が 1人あたり **10,000**円に**拡大**されました!



交際費の対象外として経費扱い(損金算入可能)できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、税制改正により2024年4月からは1人あたり10,000円まで損金算入できることになりました。コロナ禍等で打撃を受けている飲食業にとって望ましい改正です!!

**!** 原則、交際費は損金不算入(経費として認められない)として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められています

- ・ 期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、または、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・ 期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

～飲食費10,000円に拡大で～

# 消費拡大・売上増

お客様**単価のアップ**に期待!

経費の範囲内で抑えたいと、ひとり5,000円までを気にして飲食されていたお客様が10,000円まで経費の範囲内として飲食が可能になります。営業活動に活用してもらいましょう。



**10,000**円の価格設定に向け  
新メニュー・コースを工夫しましょう

接待で利用されるお客様に  
改正内容をアピールしましょう



## 10,000円は「税込」? 「税別」?

1人あたり10,000円の飲食費が「税込」なのか「税別」なのかは、お客様の会社の会計処理が「税込経理方式」か「税抜経理方式」かによって異なります。お客様から相談されたり、ご予約を受ける際に確認しましょう。

## インボイスの準備を進めましょう!

お客様や会社が消費税を申告する際、飲食代の領収書が「インボイス」に対応していない場合は、お客様に敬遠されてしまう可能性があります。インボイス登録の準備を進めましょう。

■ 税制やインボイス、各種ご相談は都道府県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。

〇〇県指導センター



全国生活衛生営業指導センター TEL: 03-5777-0341 FAX: 03-5777-0342